

令和 6 年 5 月 20 日

令和 6 年 第 5 回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第 8 号 選挙人名簿の登録を行う日について

議案第 9 号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第 10 号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

議案第 11 号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

議案第 12 号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

2 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・ 令和 6 年 6 月 3 日（月）午前 10 時 00 分～
- ・ 令和 6 年 7 月 19 日（金）午前 10 時 00 分～
- ・ 令和 6 年 8 月 20 日（火）午前 10 時 00 分～

議案第 8 号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和 6 年 6 月 1 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和 6 年 5 月 20 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

登録を行う日

令和 6 年 6 月 3 日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第22条第 1 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第14条第 1 項の規定による。

議案第 9 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 6 年 5 月 20 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 死亡により抹消する者の数
195人
- 2 市外へ転出後 4 箇月を経過したことにより抹消する者の数
421人
- 3 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 4 抹消年月日
令和 6 年 5 月 20 日

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

議案第10号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和6年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
2人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和6年5月20日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

南区
選挙人名簿登録者数調

投票区	令和6年4月19日			抹 消									移 替									新規登録者数	年 月 日 ま			令和6年5月20日			在 外 選 挙 人				登 録 者 数									
	登 録 者 数			死亡			転出			在外選挙人名簿に登 録移転			抹消者計			登録			抹消				での補正登録	登 録 者 数			新規登録者数			移転登録者数			抹消者数			登 録 者 数						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計				
1 大楠西	2,489	3,293	5,782	2	2	4	5	7	12	0	0	0	7	9	16	7	10	17	15	19	34	0	0	0	0	0	0	2,474	3,275	5,749												
2 大楠東	2,025	2,315	4,340	1	2	3	9	6	15	0	0	0	10	8	18	7	11	18	6	14	20	0	0	0	0	0	0	2,016	2,304	4,320												
3 西高宮	2,958	3,574	6,532	1	4	5	6	6	12	0	0	0	7	10	17	2	8	10	15	11	26	0	0	0	0	0	0	2,938	3,561	6,499												
4 長丘	3,904	4,695	8,599	2	4	6	8	7	15	0	0	0	10	11	21	11	17	28	5	4	9	0	0	0	0	0	0	3,900	4,697	8,597												
5 長住	3,122	3,975	7,097	1	6	7	1	7	8	0	0	0	2	13	15	7	9	16	7	11	18	0	0	0	0	0	0	3,120	3,960	7,080												
6 西長住	1,451	1,775	3,226	2	0	2	4	2	6	0	0	0	6	2	8	7	7	14	2	2	4	0	0	0	0	0	0	1,450	1,778	3,228												
7 西花畑	2,858	3,256	6,114	1	1	2	4	1	5	0	0	0	5	2	7	4	3	7	3	4	7	0	0	0	0	0	0	2,854	3,253	6,107												
8 皿山	1,903	2,263	4,166	2	6	8	3	1	4	0	0	0	5	7	12	8	4	12	4	6	10	0	0	0	0	0	0	1,902	2,254	4,156												
9 花畑第一	2,985	3,424	6,409	6	2	8	4	2	6	0	0	0	10	4	14	9	16	25	5	8	13	0	0	0	0	0	0	2,979	3,428	6,407												
10 花畑第二	1,732	2,003	3,735	5	6	11	3	8	11	0	0	0	8	14	22	5	4	9	2	4	6	0	0	0	0	0	0	1,727	1,989	3,716												
11 柏原	3,501	3,972	7,473	5	5	10	2	1	3	0	0	0	7	6	13	12	12	24	6	7	13	0	0	0	0	0	0	3,500	3,971	7,471												
12 東花畑	2,282	2,664	4,946	8	5	13	2	3	5	0	0	0	10	8	18	12	7	19	6	4	10	0	0	0	0	0	0	2,278	2,659	4,937												
13 野多目	4,271	5,075	9,346	4	5	9	4	4	8	0	0	0	8	9	17	8	8	16	10	9	19	0	0	0	0	0	0	4,261	5,065	9,326												
14 三宅第一	3,461	3,904	7,365	3	2	5	10	8	18	0	0	0	13	10	23	7	8	15	11	10	21	0	0	0	0	0	0	3,444	3,892	7,336												
15 三宅第二	3,546	4,641	8,187	3	4	7	10	12	22	0	0	0	13	16	29	14	21	35	16	18	34	0	0	0	0	0	0	3,531	4,628	8,159												
16 筑紫丘第一	2,559	3,000	5,559	3	2	5	12	10	22	0	0	0	15	12	27	6	13	19	8	10	18	0	0	0	0	0	0	2,542	2,991	5,533												
17 筑紫丘第二	1,186	1,383	2,569	2	2	4	0	1	1	0	0	0	2	3	5	5	2	7	4	3	7	0	0	0	0	0	0	1,185	1,379	2,564												
18 東若久	2,915	3,322	6,237	2	5	7	4	1	5	0	0	0	6	6	12	8	10	18	10	7	17	0	0	0	0	0	0	2,907	3,319	6,226												
19 若久	3,579	4,433	8,012	3	2	5	4	7	11	0	0	0	7	9	16	9	10	19	9	14	23	0	0	0	0	0	0	3,572	4,420	7,992												
20 玉川第一	3,748	5,091	8,839	5	1	6	8	13	21	0	0	0	13	14	27	17	18	35	19	25	44	0	0	0	0	0	0	3,733	5,070	8,803												
21 玉川第二	1,822	2,333	4,155	0	2	2	6	5	11	0	0	0	6	7	13	9	8	17	12	14	26	0	0	0	0	0	0	1,813	2,320	4,133					0	0	0	1	1	2	0	0
22 玉川第三	3,216	3,554	6,770	0	1	1	17	12	29	0	0	0	17	13	30	19	18	37	13	11	24	0	0	0	0	0	0	3,205	3,548	6,753	※玉川第二を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第2区の選挙区に属する区域)											
23 塩原	3,354	3,976	7,330	2	3	5	11	7	18	0	0	0	13	10	23	13	22	35	6	9	15	0	0	0	0	0	0	3,348	3,979	7,327												
24 宮竹第一	3,360	3,539	6,899	3	2	5	11	8	19	1	1	2	15	11	26	22	22	44	11	13	24	0	0	0	0	0	0	3,356	3,537	6,893												
25 宮竹第二	2,067	2,119	4,186	0	0	0	5	4	9	0	0	0	5	4	9	8	5	13	5	6	11	0	0	0	0	0	0	2,065	2,114	4,179												
26 高木	1,951	2,130	4,081	1	0	1	6	7	13	0	0	0	7	7	14	8	2	10	8	8	16	0	0	0	0	0	0	1,944	2,117	4,061												
27 井尻第一	1,094	1,161	2,255	0	0	0	5	5	10	0	0	0	5	5	10	5	3	8	6	4	10	0	0	0	0	0	0	1,088	1,155	2,243												
28 井尻第二	1,162	1,365	2,527	1	1	2	4	2	6	0	0	0	5	3	8	3	9	12	12	11	23	0	0	0	0	0	0	1,148	1,360	2,508												
29 臼佐	2,921	3,215	6,136	2	4	6	5	6	11	0	0	0	7	10	17	8	8	16	9	8	17	0	0	0	0	0	0	2,913	3,205	6,118												
30 大池	1,747	2,092	3,839	1	0	1	4	4	8	0	0	0	5	4	9	2	2	4	4	9	13	0	0	0	0	0	0	1,740	2,081	3,821												
31 寺塚	1,979	2,405	4,384	0	2	2	0	4	4	0	0	0	0	6	6	4	12	16	7	10	17	0	0	0	0	0	0	1,976	2,401	4,377												
32 東高宮	3,922	5,203	9,125	7	4	11	7	13	20	0	0	0	14	17	31	22	26	48		22	37	0	0	0	0	0	0	3,915	5,190	9,105												
33 横手	3,294	3,607	6,901	3	3	6	12	7	19	0	0	0	15	10	25	9	11	20	8	7	15	0	0	0	0	0	0	3,280	3,601	6,881												
34 鶴田	2,789	3,129	5,918	4	2	6	3	1	4	0	0	0	7	3	10	2	2	4	5	2	7	0	0	0	0	0	0	2,779	3,126	5,905												
35 老司	3,267	3,784	7,051	6	1	7	1	6	7	0	0	0	7	7	14	7	6	13	6	8	14	0	0	0	0	0	0	3,261	3,775	7,036	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	12
36 弥永	2,250	2,735	4,985	2	1	3	3	2	5	0	0	0	5	3	8	5	4	9	6	5	11	0	0	0	0	0	0	2,244	2,731	4,975	※老司を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第5区の選挙区に属する区域)											
37 弥永西	3,360	3,657	7,017	8	2	10	5	13	18	0	0	0	13	15	28	11	13	24	9	6	15	0	0	0	0	0	0	3,349	3,649	6,998	0	0	0	1	1	2	0	0	0	52	92	144
計	100,030	118,062	218,092	101	94	195	208	213	421	1	1	2	310	308	618	322	371	693	305	343	648	0	0	0	0	0	0	99,737	117,782	217,519	0	0	0	1	1	2	0	0	0	52	92	144

議案第11号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和6年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 選挙人名簿の抄本の閲覧状況
別紙のとおり

（根拠）

- ・議決及び公表 公職選挙法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

議案第12号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

令和6年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

（根拠）

- ・議決及び公表 公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。